

関西電力の「使用済燃料対策ロードマップの見直し」を容認しないこと  
同見直しについて判断をする前に、広く参加できる公聴会を開催すること  
関西電力や経済産業省等からの説明・質疑を正式な議会の会議として開催し正式な議事  
録を残すこと  
を求める陳情

2025年2月17日

福井県議会議長 宮本 俊 様

提出者

老朽原発40年廃炉訴訟市民の会

共同代表 草地 妙子 茶畑 和也

愛知県名古屋市中区丸の内2丁目18-22 三博ビル5F

名古屋第一法律事務所内

TEL : 080-9495-9414

E-mail : toold40citizens@gmail.com

HP : <http://toold-40-takahama.com/>

【陳情の趣旨】 関西電力が2025年2月13日に福井県、福井県議会、立地3町に提出した「使用済燃料対策ロードマップの見直し」を容認せず、約束通り、老朽原発3基（高浜原子力発電所1・2号機及び美浜原子力発電所3号機）の運転停止を求めてください。

【理由】 関西電力が提出した「使用済燃料対策ロードマップの見直し」は、依然として六ヶ所再処理工場の稼働を見込んでおり、フランスへの搬出は弥縫策にすぎません。実効性ある工程とは、六ヶ所再処理工場が稼働しなくても、使用済み核燃料が県外搬出される工程です。

そもそも、2021年の関西電力の約束は、2023年末までに県外中間貯蔵施設建設計画地点を確定できなければ、老朽原発3基（高浜原子力発電所1・2号機及び美浜原子力発電所3号機、以下、本件原発という）を止めるとするものでした。今回も、県外中間貯蔵施設建設計画地点は示されませんでした。2021年の約束の履行を求めてください。

さらに、本件原発は、原子力規制委員会が20年の運転期間延長認可にあたり、使用済み核燃料プールの容量不足をわかっているながら、延長運転において使用済み核燃料の安全な保管ができるか、行き先が確保されているか、処理・処分ができるかを審査しておらず、許認可は違法であり、本来であれば稼働してはいけない原発です。

「使用済燃料対策ロードマップの見直し」を容認して、本件原発の稼働を認めることは、そもそも老朽化等のリスクの高さに加えて、行き場のない使用済み核燃料を増大させ、本件原発の危険性を一層高めることとなります。

## 【説明】

### ■使用済み核燃料プールの危険性

2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故では、1～3号機の原子炉への注水に加えて、4号機の使用済み核燃料プールの冷却ができるか否かに命運がかかっていました。

事故発生時、4号機は定期検査中だったため、炉心に燃料はなかったものの、そのプールには、炉心から取り出したばかりの発熱量の高い燃料集合体を含め、ほぼ満杯に近い1,535体（使用済燃料1,331体＋新燃料204体／貯蔵可能体数1,590体）が貯蔵されていました。同年3月15日に、3号機で発生した水素流入によるとみられる水素爆発が4号機で起き、建屋上部が損壊、使用済み核燃料プールがむき出しとなりました。プールの冷却ができなくなれば、燃料は破損・溶融し、何ら閉じ込め機能のない状態で膨大な放射性物質が放出されるおそれがありました。このような状況で、近藤駿介原子力委員会委員長（当時）が想定したいわゆる「最悪シナリオ」は、半径250km圏を避難対象地域とする「東日本壊滅」をイメージさせるほどのおそろしいものでした。

## ■原子力規制委員会は本件原発の運転期間延長認可にあたり、使用済み核燃料の安全な保管や処分について審査していない、審査基準もない

同事故により、使用済み核燃料プールの危険性の深刻さが広く認知されたにもかかわらず、原子力規制委員会は、本件原発の運転期間延長認可にあたり、使用済み核燃料プールが20年の延長運転で発生する使用済み核燃料を貯蔵する容量はないこと、また、関西電力が他に使用済み核燃料の貯蔵施設を有しないことを知りながら、使用済み核燃料が安全に保管できるのか、行き先が確保されているか、処理・処分ができるのかについて審査していません。審査基準もありません。

原子炉等規制法は、許可の基準として、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」（第43条の3の6第1項第4号）と定めています。使用済み核燃料は、「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物」であり、災害の防止上支障がないかどうかを審査しなければなりません。審査をする基準の策定も求められています。

原発の裁判では、伊方原発の最高裁判決（1992年）がよく引用されますが、この第一審である松山地裁判決（1978年）では、「使用済み燃料の最終処分については、本件許可処分に当たり審査がなされるべきであると解するのを相当とする。」と判示しています。ただ、当時は、再処理する見込みがあるとして許可が違法とはされませんでした。

しかし、高速増殖炉もなく、再処理工場もできず、核燃料サイクルが破綻し、最終処分場も決まっていない中で、使用済み核燃料プールの空き容量が残り少なくなっている現在は、当時のような判断ができないのは明らかです。六ヶ所再処理工場は、アクティブ試験により汚染された区画の耐震補強ができない状況で竣工は困難な上、仮に操業したとしても、プルトニウム保有制限があるため、プルスーマルの実績を踏まえると10%程度しか操業できないとみられています。

アメリカでは、米NRC（原子力規制委員会）の使用済み核燃料のリスク評価に違法があったとした判決があります。

2009年にオバマ政権が、ネバダ州ユッカマウンテンの使用済み核燃料最終処分場建設計画を撤回したことを背景に、2012年、コロンビア巡回裁判所は、NRCが最終処分場が建設されない場合のリスク評価をしていないなどとして、NRCのWCD（Waste Confidence Decision 使用済み核燃料の最終処理が将来遂行されることの確約）を取り消しました。

## ■当会、当訴訟について

私たちは、本件原発の運転期間延長認可等の取り消しを求める訴訟（名古屋地方裁判所）の原告とサポーターによる市民団体です。会員は約600名で、原告には高浜町や美浜町の住民や福井県民を始め、関西、中部そのほか全国各地から参加しています。

当会は、これまでも貴議会に請願書や要請書を提出し、本件原発が原子力規制委員会の審査を  
通っていても安全が確保されているとは到底言えないずさんな審査の実態についてお知らせし、本  
件原発の再稼働同意について慎重な審議を、また、同意後は議論をやり直してくださるよう求めて  
まいりましたが、残念ながら議論をやり直していただけないまま、本件原発は稼働を続けて、使用済  
み核燃料が増大し、原子力災害のリスクを高めています。

本件原発の中でも運転開始から 50 年を超える高浜原子力発電所 1 号機は、原発の心臓部である原  
子炉容器の中性子照射脆化（ちゅうせいししょうしゃぜいか：長年、中性子を浴び続けると原子炉容  
器の鋼鉄がもろくなる）が全国の原発の中で最も進んでおり、原子力規制庁が発表した最新の实機  
データも踏まえて適切に評価すると、現時点でも使用してはいけないレベルのもろさとなっていま  
す。当訴訟の中で徹底解明しましたので下記報告をご覧ください（※）。

#### ※原子力資料情報室

関西電力老朽原発高浜 1、2 号機&美浜 3 号機延長認可等取消訴訟 中性子照射脆化 最新の議論が  
法廷で繰り広げられる

2025/02/05

<https://cnic.jp/59821>

以上により、下記事項について陳情します。

#### 記

1 関西電力が 2025 年 2 月 13 日に福井県、福井県議会、立地 3 町に提出した「使用済燃料対  
策ロードマップの見直し」を容認せず、約束通り、老朽原発 3 基（高浜原子力発電所 1・2 号  
機及び美浜原子力発電所 3 号機）の運転停止を求めてください。

2 関西電力が 2025 年 2 月 13 日に福井県、福井県議会、立地 3 町に提出した「使用済燃料対  
策ロードマップの見直し」について福井県議会としての判断をする前に、この問題につき福井  
県内外の住民が広く参加できる公聴会を開催してください。少なくとも、東電福島第一原発事  
故の「最悪シナリオ」からして、本件原発から半径 250km 圏の住民は利害関係者です。

3 これまで、関西電力や経済産業省等から福井県議会への説明、質疑をする場が全員協議会  
で行われ、正式な議事録が残されて来なかったのは、自主・民主・公開の原子力の原則を揺る  
がします。将来世代に大きな影響を及ぼす原子力発電や核物質の問題は、将来世代が正確に事  
実を把握し検証を可能とする詳細な情報をしっかり残していかなければいけません。今後は、  
関西電力や経済産業省等からの説明・質疑を正式な議会の会議として本会議場で開催し、正式  
な議事録を残すよう強く求めます。

以上